


# 業 務 報 告 書

支庁長	調整監	所 長	班 長	班 員
				

1 区 分	会議 出張 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">その他</span>
2 報告年月日	平成18年8月29日（火）
3 報告者	八重山農政・農業改良普及センター 農政班 新田 
4 報告内容	石垣農振総合見直しに係る市との調整内容について
(1)日 時	平成18年8月22日（火）16:00～17:00
(2)場 所	石垣市農政経済課
(3)調整者等	石垣市農政経済課 黒島課長、小笹主事、内原主事
(4)調整者等	嵩原農政班長、新田主任、照屋主事
(5)調整内容等	<p>石垣農振総合見直しに係る事前協議は、第2回目の市への県の意見回答の段階に入っているが、以下の懸案事項があり、事前協議を早急に進めるべく市担当者との意見調整を図るため市役所を訪れ、調整した。</p> <p>・懸案事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①第1回目の県の意見回答に対する市の回答で意見が大きく食い違っている箇所について</li> <li>②米原リゾートについて</li> <li>③八重山リゾートについて</li> <li>④今後の事務手続きの進め方について</li> </ul> <p>①第1回目の県の意見回答に対する市の回答で意見が食い違っている箇所について</p> <p>基地に対する農振除外、農家住宅に関する農振除外、飛び地除外となっている箇所等について支庁と市の考え方が食い違っている点があるため支庁の考え方を説明した。</p> <p>→これらは、次の県の意見回答に盛り込む旨を伝え、事前協議を早く進めるためにも市の第2回回答案を市担当者が作成した段階で担当者同士で調整することを確認した。</p>

## ②米原リゾートについて

米原リゾートについては、

- (1) 計画に反対している住民がおり、反対運動が起こっているため地元の合意形成が図られたとは言い難いこと。
- (2) 事業者側も地元を説得するため計画を変更しており、また現在も地元の合意を得るため計画の見直し中であることから、プランの実現性は現時点では低いこと。
- (3) 事業者側から2月に提示された見直しプランで今回除外申請があがっている箇所は、「ピオトープ」等の用地となっている。ピオトープが直接リゾートに関係する施設とは言い難いこと。(別添参照)

等から除外は時期尚早であるとの支庁の考え方を説明した。

→黒島課長は、上記の説明に対し、一定の理解を示したが、支庁からの正式な意見回答をもらった上で、内部で検討するとの発言があった。

## ③八重山リゾートについて

高原：野底のリゾートの件であるが、当方で今、除外の要件で引っかかっているのが、「代替性」の問題である。平久保・久宇良リゾートは農振除外をしてから10年近く経過しているが、開発が進んでいない状況にある、このまま放っておくと、地域の振興上問題がある。

リゾート開発が進んでいない地域が2つもあるのに、また野底を除外するとなると農振除外の要件の一つである「他に代替する場所がないこと」とは言えなくなり除外は難しくなる。この総合見直しを機に編入をすることは可能か？

黒島：国土利用計画で市は平久保・久宇良地域をリゾート地区として計画しており、また地元に対しても一旦除外をしたものを編入するとなると説得が難しく、除外は困難である。

高原：では、「他に代替する土地がない」ことをクリアするためにも、平久保・久宇良リゾートを業者任せにしている状況から一歩踏み出して、市が積極的に進めていく必要がある。今度の県の意見回答にもその旨を盛り込むので、市の両リゾートに対する考え方と具体的な処理方針を回答願いたい。

## ④今後の事務手続きの進め方について

新田：来週までには支庁から意見回答するつもりである。

また、今回の意見回答に対してあと1回は市からの回答をお願いしたい。

野底の件について、農地転用の許可権者は国であるため、転用権者との事前協議を県との事前協議終了後、始められるよう準備をお願いする(別添2参照)。

また、事業者に対しても国への農地転用の事前審査の申し出を市の事前協議と時期を合わせて行うように調整願いたい。

今後の目途として、早ければ9月半ば、遅くとも9月中までに国へ事前協議をあげられるよう双方で努力をしたい。

黒島：了解した。

以 上

(6)その他